

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画)

上関町地球温暖化対策実行計画

令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

令和 8 月 3 月

山口県上関町

第1章 計画の基本的事項	3
(1) 地球温暖化対策の意義	3
(2) 国際的な動きと日本の対応	3
(3) 上関町の地球温暖化対策に関する取組	4
1. 計画の目的	4
2. 基準年度・計画期間	5
3. 計画の対象範囲	5
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	6
1. 基準年度の活動量及び温室効果ガス排出量	6
2. 温室効果ガス排出状況（基準年度比較）	6
3. 項目別の使用量及び排出量の削減目標	6
第3章 具体的な取組	7
1. 温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取組	7
2. 温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取組	7
第4章 推進・点検整備及び進捗状況の公表	9
1. 推進体制	9
2. 推進・点検方法	9
3. 評価	9
4. 職員の意識啓発	10
5. 進捗状況の公表	10
用語集	11

第1章 計画の基本的事項

1-1. 策定の背景

(1) 地球温暖化対策の意義

地球上の気温は、水蒸気や温室効果ガス、メタンなどの「温室効果ガス」が持つ性質（地表から放射される熱を吸収し大気を暖める）により、生物の生息に適した温度に保たれてきました。

しかし、18世紀後半に起こった産業革命以降、人間の活動に伴い温室効果ガスの大気中濃度が増加したことで、「地球温暖化」が進行しています。地球温暖化とは、長期的に見て地球全体の平均気温が上昇している現象のことで、世界の年平均気温は1891年以降100年あたり約1℃上昇し、近年になるほど温暖化の傾向が加速しています。

地球温暖化に伴う気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えており、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の発生、③動植物の分布域の変化、④農業生産や水資源への影響、⑤熱帯性感染症や熱中症リスクの増加などが挙げられており、これらの一部はすでに生じつつあると考えられています。

また、令和元年房総半島台風（台風15号）及び令和元年東日本台風（台風19号）による被害に見られるように、災害の激甚化も懸念されています。

(2) 国際的な動きと日本の対応

2005年の「京都議定書」の発行により、国際的な枠組みで地球温暖化へ向けた対策が開始され、日本は第一約束期間（2008年～2012年）の間に温室効果ガスを基準年（1990年）比で6%削減することを目標に対策を進めた結果、2016年3月に目標達成が正式に決定しました。また、2011年に発生した東日本大震災を契機に、国内のエネルギー政策が大きく転換したことで、現在は地球温暖化対策に有効な再生可能エネルギーの普及がさらに進められているところです。

第一約束期間終了後、2015年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前比で1.5℃未満に抑えることを目標とした「パリ協定」が採択されました。日本は、2015年7月に「2013年度比で2030年度までに26%温室効果ガスを削減する」ことを約束草案として国際的に公表しました。

近年の国際動向を受け、日本でも「脱炭素化」に向けた温室効果ガス削減目標の見直しが行われ、政府は2020年10月に初めて「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを表明しました。その後、2021年に英国グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいく「グラスゴー気候合意」が決定され、日本では2021年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、「2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくこと」が明示されました。

（３）上関町の地球温暖化対策に関する取組

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第 21 条では、地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を策定し、自らの事務及び事業活動に伴って排出する温室効果ガスをより計画的かつ効率的に削減していくことを義務付けています。

これを踏まえて上関町では、「上関町地球温暖化対策実行計画（2010 年度～2020 年度）」及び「上関町地球温暖化対策実行計画(2021 年度～2025 年度)」を策定し、事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標及び環境保全に関して配慮すべき事項を定め、取組を実施しております。

今後は、国の 2030 年カーボンニュートラルに向けた動きや 2021 年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行っていきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

２ 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅延なく、単独又は共同して、これを公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法（以下「法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）です。

本町の事務及び事業の実施にあたっては、本計画に基づいて温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球環境への負担軽減を全庁的に推進することによって、持続可能な社会の構築を目指します。

2. 基準年度・計画期間

実行計画は、令和 7 年度（2025 年度）を基準年度とし、計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の 5 年間とします。目標年度は最終年度の令和 12 年度（2030 年度）とします。

ただし、計画の内容については、取組の実績や社会的ニーズ、技術進歩等の状況をふまえ、必要に応じて見直し等を行います。

3. 計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、上関町が行う事務・事業及び町が管理する全施設とします。ただし、外部への委託、指定管理者制度等により実施するものは対象外としますが、温室効果ガス排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者に対して、必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

4. 対象とする温室効果ガス

法が削減対象とする温室効果ガスは、下表の 7 種類ですが、本計画では、排出割合の大部分を占める二酸化炭素（CO₂）を削減対象とします。

温室効果ガスの種類

① 二酸化炭素（CO ₂ ）
② メタン（CH ₄ ）
③ 一酸化二窒素（N ₂ O）
④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
⑤ パーフルオロカーボン（PFC）
⑥ 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）
⑦ 三ふっ化窒素（NF ₃ ）

5. 対象とする施設

対象とする施設は、公用車及び町が管理する施設とするが、施設については、温室効果ガス排出量の多い以下の施設を対象とする。

（対象施設）

役場庁舎、ほのぼの活性化センター、総合文化センター、町民体育館、町民グラウンド、上関小学校、祝島小学校、上関中学校、地区診療所、上関町斎苑

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の活動量及び温室効果ガス排出量

基準年度（令和7年度）における、町の事務・事業に関わる温室効果ガス排出量は、515,122 kg-CO₂ です。

調査項目	単位	使用量	排出係数	排出量	構成比(%)
ガソリン	L	27,113	2.32	62,902	12.21
電気使用量	kWh	940,167	0.48	452,220	87.79
基準年度排出量				515,122	kg - CO ₂

※ 温室効果ガス排出量の算定方法

燃料・電気使用量×排出係数×地球温暖化係数（CO₂ は 1）＝温室効果ガス排出量

2. 温室効果ガス排出状況（基準年度比較）

単位：kg-CO₂

調査項目	平成23年度 基準年度	令和7年度	基準年度比
ガソリン	39,120	62,902	+60.79%
電気使用量	851,218	452,200	-46.88%
計	890,338	515,122	-42.14%

温室効果ガス排出量は、平成23年度（基準年度）に比べ42.14%削減されており、温室効果ガス排出量の大部分を占めている電気使用量を46.88%削減できた事が大きな要因であると考えられる。今後も引き続き省エネ機器への更新や節電の啓発を行います。

ガソリンは、基準年度に比べ60.79%増加しています。これは公用車の増加及び町営バスのガソリン車への変更等があったためと考えられます。現在町が保有する公用車に電気自動車はありませんが、今後車両を更新する際には、電気自動車を優先して導入し、さらなる削減に努めます。灯油、軽油、A重油、液化石油ガスについては、業務に不可欠なものであり、取り組みにより削減することが困難であるため、前回計画策定時に算定からは除外することとしております。しかし、使用量については引き続き集計を行い、節約の啓発についても引き続き行ってまいります。

3. 項目別の使用量及び排出量の削減目標

計画策定時の平成23年度から令和7年度を比較すると、温室効果ガス排出量は42.14%削減しております。今後政府実行計画の目標である、2030年度までに50%削減を実現することを目標とします。

第3章 具体的な取組

1. 温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取組

(1) 照明機器の適正な使用・管理の推進

- ・照明器具は、LED等の省エネ型への更新の促進に努める。
- ・既存設備を含めたLED照明導入割合を2030年度までに100%とする。
- ・昼休み、始業前、終業後、休日については必要な部分以外は消灯する。
- ・廊下、階段等業務の共用部分の照明は、支障のない範囲で消灯する。
- ・会議室、トイレ、倉庫等は必要な時以外は消灯する。

(2) 空調機器の適正な使用・管理の推進

- ・冷暖房使用時に適切な温度設定並びに運転期間を徹底する。
- ・冷暖房効果を高めるため、ブラインド等を有効活用する。
- ・冬季は自然光を取り入れ、空調効率を高める。
- ・空調機器フィルターの定期的な掃除、交換等に努める。
- ・クールビズ・ウォームビズを推奨する。

(3) 事務用機器の適正な使用・管理の推進

- ・コピー機等は省エネモードに設定する。
- ・OA機器、コピー機等の購入、更新時には、省エネルギー対応の製品を購入する。

(4) 公用車燃料使用料の削減

- ・公用車は、エネルギー効率が落ちないように、適切に整備しておく。
- ・急発進・急加速はしないで、アイドリングストップを徹底する。
- ・近距離の移動は、徒歩または自転車の利用に努める。
- ・走行距離等を台帳に記入し、使用状況の管理を行います。
- ・公用車の購入・更新時は、代替可能な電動車がない場合を除き、全て電動車とし、2030年度までに全ての公用車を電動車とする。

2. 温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取組

(1) 用紙使用量の削減

- ・両面コピー、両面印刷を徹底する。
- ・使用済み用紙の裏面を利用する。
- ・コピー機の使用後は、リセットボタンを押す。
- ・会議資料等は、簡素化を図り、ページ数や部数を最小限に抑える。

- ・コピー機に頼らず、庁内LAN、電子メールを活用する。
- ・コピー用紙は再生紙100%の用紙の使用に努める。

(2) グリーン購入の推進

- ・事務用品などを購入する際は、エコマーク、エコマーク製品を率先して購入する。

(3) 廃棄物の削減・リサイクルの推進

- ・物品の購入にあたっては、使い捨て製品を抑制し、リユース、リサイクルが可能なものにする。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルの促進を図る。

(4) 水使用量の削減

- ・日常的な節水に努める。
- ・漏水防止に努める。

(5) 緑化の推進

- ・町が管理する建物や施設への緑化を進める。

(6) 公共事業における環境配慮

- ・施設の新築、改築時は、環境負荷の低減に配慮し、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
- ・太陽光発電等の再生エネルギーの導入を推進し、設置可能な建築物の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
- ・2030 年度までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ・事業の際に発生する建設廃棄物を抑制し、適正処理に努める。
- ・事業には、再生資材の利用促進、建設副産物の有効利用に努める。

第4章 推進・点検整備及び進捗状況の公表

1. 推進体制

計画を推進していくために以下に示す実行組織を設置し、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、継続的な改善による温室効果ガスの削減を図ります。

(1) 実行計画総括者（町長）

- ・実行計画総括者は、実行計画の総括的な進行管理及び取組の評価、公表を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(2) 実行計画副総括者（副町長）

- ・実行計画副総括者は、実行計画総括者を補佐し、実行計画総括者に事故があるときは、その職務を代行します。

(3) 実行計画推進員（各課長等）

- ・実行計画推進員は、実行計画推進総括者の指示を受け、各所属の進行管理を行います。

(4) 実行計画事務局

- ・事務局は住民課とします。

2. 推進・点検方法

実行計画の期間である令和8年度から令和12年度においては、毎年度、計画の進捗状況を把握・評価していきます。

(1) 総括者は、本計画全般の事項を所掌し、方針を決定し、各所属における本計画の進行管理を行います。

(2) 推進員は、各所属職員へ積極的な取組を啓発し、本計画の実施状況を点検し、統括者に報告します。

(3) 事務局は、本計画の推進に関わる庶務を行います。

総括者は、町の事務・事業から排出する二酸化炭素（CO₂）の総排出量を算定するため、各推進員に対し、毎年度、電気燃料等の調査を行います。

事務局は、調査報告を基に温室効果ガス排出算定のための使用量を集計し、温室効果ガス排出量を算定します。

3. 評価

推進責任者は、本計画の実施状況について総合評価を行い、次年度以降の取組方法等を検討します。

4. 職員の意識啓発

職員の地球環境保全への意識の高揚を図るため、地球温暖化に関する取組や工夫等、全職員が意識を一つにして行動できるよう、情報を提供します。

5. 進捗状況の公表

毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス排出量を含む）を公表することが義務付けられています。点検結果の公表は、今後の取組の実施につながるとともに、各職員の所属する組織や施設等の点検・評価結果を知ることによって、より積極的な環境保全に向けた取組につながると期待されます

また、行政の取組を公表することで、事業者や住民等に対しても環境保全に向けた取組を促すことが期待されるため、町ホームページ等を通じて公表していきます。

用語集

・ ZEB の定義と判断基準

ZEBの種類	ZEBの定義	ZEBの判断基準（定量的な定義）
『ZEB』 （ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物	以下の①～②の全てに適合した建築物 ①再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量を削減 ②再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量を削減
Nearly ZEB （ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	以下の①～②の全てに適合した建築物 ①再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量を削減 ②再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量を削減
ZEB Ready （ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ）	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	以下の①～②の全てに適合した建築物 ①再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー量を削減 ②再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量を削減
ZEB Oriented （ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド）	ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	以下の要件に適合した、延床面積が10,000㎡以上の建築物 【事務所等、学校等、工場等】再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から40%以上の一次エネルギー量を削減 【ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会場等】再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上の一次エネルギー量を削減

・ 電動車

分 類	概 要
電気自動車 (EV)	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モータを動力源として走行する自動車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO2排出量はゼロ。
燃料電池自動車 (FCV)	水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモータで走行する自動車。水素を燃料としているため走行中に排出されるのは水のみでCO2の排出はゼロ。
プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)	電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた自動車。充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することが可能。
ハイブリッド自動車 (HV)	ガソリンエンジンに加えてモータ・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モータの2つの動力源を最適にコントロールすることで、燃費を向上させた自動車。